

## 平成22年度当初予算編成方針

### 1 新年度予算を取り巻く財政環境

#### (1) 国家予算と地方財政の動向

我が国経済は、昨年来の世界的な不況の波に飲み込まれ、急速に冷え込み様々な社会問題を露呈しながら「戦後最悪の経済危機」と言われるような深刻な状況に陥っていたが、ここに来て、アジア向けの輸出の増加や国の補正予算による経済対策などもあり、一部の業種を中心に市場では「底を打った」との見方も出てきている。しかしながら、10月に発表された内閣府の月例経済報告では「景気は依然として厳しい状況」とし、先行きについては、雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念などに伴う景気を下押しするリスクが存在することについて触れている。

このような状況の中、国が取りまとめた新年度予算の概算要求は、過去最高規模の95兆円に膨らんだ。国の財政は、国債の償還費が高み厳しい財政状況に加え、国税収入の急激な落ち込みが拍車をかけ、国債依存の構図が強まってきている。現在、予算規模圧縮などに向けた編成作業に入っているものの、政権公約の事業をすべて盛り込むことは厳しい状態である。

また、地方においても同様に、景気悪化に伴う税収の落ち込みや少子・高齢化の進展に伴う社会保障関係経費などの増嵩により、財政構造の硬直化が一層進んでいる。

#### (2) 本市の財政状況と今後の見通し

本市では、平成15年度以来、人件費と投資的経費の抑制を中心とした徹底した行財政改革に取り組んだ。その結果、平成20年度末の状況は平成14年度末と比較し、市債残高は8割程度の約139億円に圧縮され、基金残高はほぼ倍増の約41億円となっている(いずれも普通会計)。その他、健全化判断比率等の各指標においても健全な数値を示しており、一時期の危機的な状況からは抜け出せたような印象がある。

しかしながら、全国の多くの自治体と同様に、低調な歳入に比べ、増加し続ける社会保障関係経費や高レベルで推移する公債費などの歳出を抱え、恒常的な収支のアンバランスに苦慮する財政状況に変わりはない。

今後、第2中学校改築事業をはじめとする義務教育施設改修事業などのビッグプロジェクトを遂行していかなければならないこと、また、本市の財政状況を連結ベースでみた場合、土地区画整理費特別会計の累積赤字や土地開発公社の多額の負債など夕日ヶ丘団地の開発に起因する過大な債務を抱えていることなどを考慮すると将来にわたって未だ楽観できる状況ではない。

### 2 予算編成の基本方針

本市では、将来にわたって自立持続可能な財政基盤を確立するために平成19年12月に「中期財政計画」を策定したが、同計画の財政運営方針を踏まえた上で、財政健全化と重要施策への対応を図るため、以下の項目を基本として予算編成を行うこととする。

### (1) 「中期財政計画」の財政運営方針に則った予算編成

中期財政計画の財政運営方針は以下の通りであり、これを遵守する。

歳入規模に見合った歳出規模への圧縮

市税収納率の向上と滞納繰越額の削減

公債費の削減と将来公債費の適正管理

公社等を含めた収支の均衡

### (2) 前年度予算規模を基本とした実質的な緊縮予算

平成22年度は、歳入では、経済情勢から市税の大幅な減収が見込まれ、一方歳出では、依然ハイレベルな負担となっている公債費や増加が見込まれる社会保障関係経費など義務的経費負担が大きく、近年でも財政収支は非常に厳しい年度となっている。

これらに鑑み、平成22年度の予算編成の基本は、これまでの方針と同様に、社会保障関係経費等の増加を歳出全般の効率化によって出来るだけ吸収し、原則として現状歳入の範囲内で予算を編成することとする。

本来、平成22年度は義務教育施設の改修に本格着手する年度で投資的経費については大幅な増額を見込んでいたが、平成21年度の国の補正予算を受け、同年度の補正予算で前倒し対応したこともあり、平成22年度の投資的事業についてはその準備と特に緊急を要する事業への対応年度とする。

### (3) 現行制度による編成

国の予算編成の状況は、概算要求を取りまとめた段階であり、具体的な概算要求基準が示されているに過ぎず、これから政策決定などが行われようとしている時期である。このため国の制度変更に伴う本市への影響を見通し予算に反映させることは、現段階では困難である。従って、現行制度による予算編成を原則とし、今後、政策決定がなされ、国・県の予算案等が判明したもののについて、随時、編成過程において修正を行っていくこととする。例年以上に情報収集と制度改正に伴う影響に対する適切な対応に努めなければならない。

### (4) 現市民生活に関するサービスの原則堅持と効率化

原則として、市民生活に密着した事業等については、維持する方針とする。ただし、事業の原点に立ち返り、事業目的をはじめ、その対象者の範囲、受益の平等性、あるいは得られる効果の質や規模などの再チェックを行い、実施方法などに工夫を加え、事業の費用対効果を高めるよう努める。

### (5) 喫緊課題への対応

あらゆる分野において計画的な施策の実施を基本とするが、急速な社会情勢の流れの中で、産業振興をはじめ速やかな対応が不可欠な課題が生じる場合がある。

このような課題を見逃すことなく、確固たる基本方針を持ち場当たりの対応とならぬように留意した上で、基金等を活用し時を逸することのない対応を行う。

### 3 予算編成方法と要求基準

#### (1) 歳出経費区分

歳出経費区分については、平成21年度の予算編成において大幅な変更を行い、A経費からD経費の4種類に区分する方式となったが、平成22年度においても、その方式を継続することとする。なお、それぞれの経費区分の内容は以下のとおりであり、全ての事業の経費が、いずれかの区分に属することとなるので留意すること。

区分名称	経費の性質	内 容 説 明
A 経費	・ 一般行政経費	1 . 行政事務を行う上で必要な経常的経費 2 . B ~ D 経費の対象外の経費
B 経費	・ 投資的経費 ・ 新規事業経費 ・ 緊急雇用創出事業等経費	1 . 概算要求を行った事業か概算要求が行えなかった正当な理由がある事業 2 . 200万円以下で概算要求対象とならなかった投資的事業と新規事業 3 . 緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業
C 経費	政策的経費(継続)	1 . 前年度以前から実施している政策的事業
D 経費	・ 義務的経費 ・ 固定的経費	1 . 人件費 正規職員、嘱託職員、臨時職員、議会議員、監査委員など条例等で額を定めた各種委員に係る全経費 ただし、次に係る経費を除く。 事業費支弁人件費（B経費で計上） 選挙・統計に係るもの（B経費で計上） 日額3,000円の委員等報酬（A経費で計上） 2 . 扶助費及び扶助費に準ずる経費 3 . 公債費 4 . 繰出金 5 . 義務的な負担金補助金等 6 . 貸付金、積立金、公課費及び23節に該当する経費 7 . 債務負担行為により負担が義務付けられている経費 8 . 予備費 9 . 上記1～7に付随して生じる義務的経費(手数料など)

#### (2) 経費別の要求基準

4種類の経費区分での予算要求方法と要求基準は以下のとおりだが、職員一人ひとりが本市の財政状況をよく理解し、既存事業に対する市民ニーズや事業効果を最も市民と近い現場で感じている各所管部署において、再度その必要性や効果、さらには実施手法などを十分に検証し、見直しを行うことで事業の効率化を図り、徹底的な無駄の排除を行ったうえで要求すること。

さらに、今年度も事業費ベースでの枠配分とするが、歳入においても、国や県などの補助制度の積極的な活用や受益者負担の適正化、未収金の徴収強化など、引き続き財源の確保に努めて要求すること。

( )は一般財源

区分名称	予算要求方法	要 求 基 準	前年度予算額	新年度概算額
A 経費	各部と教委へ事業費ベースで枠配分 枠内は原則各部の裁量	平均 1%の枠配分 各部・委員会の事業費 枠は別紙	千円 858,520 (662,866)	千円 850,020 (656,237)
B 経費	事業単位で所要額を要求	経常化が予想される単 市事業要求は原則不可	619,441 (356,436)	689,126 (416,119)
C 経費	事業単位でシーリングに従って要求	原則 5%で要求	298,527 (238,632)	283,601 (226,700)
D 経費	事業単位で所要額を要求	対象数や単価等を精査し、過大見積とならないよう留意すること	10,543,512 (7,259,866)	10,422,585 (7,270,836)
合計			12,320,000 (8,517,800)	12,245,332 (8,569,892)

A 経費については、要求額が配分枠内となっていることを受理条件とし、更にこの経費に属するものが他の区分で要求されている場合はゼロ査定とし、改めてA経費内での調整を行うものとする。

また、C経費については、原則として要求基準どおりの要求とするが、基準外となる正当な理由が示せる場合はこの限りでない。

### (3) 新年度予算規模の想定

平成21年度当初予算と新年度の一般財源比較

平成21年度一般財源額 8,518百万円

(うち基金取崩額163百万円、差引8,355百万円)

新年度一般財源見込み額 8,347百万円(対前年度 8百万円)

新年度当初予算規模

新年度当初予算規模は、前述の予算要求基準をベースに

一般会計 122億4千万円(対前年度 0.6%)と想定し、約223百万円の一般財源不足へは今後の状況に応じて基金取り崩し等により対応する。

注) 数値はすべて現行制度が継続されると仮定したもので、今後、国・県の政策決定などにより、予算規模などは、大幅に変動する可能性がある。